公益社団法人富山県サッカー協会 運営規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規約は、公益社団法人富山県サッカー協会定款第43条の規定に基づき、協会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 加盟チーム

(加盟チーム)

第2条 加盟チームとは、公益財団法人日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」または「フットサル競技規則」により、サッカーまたはフットサルを行う本協会の正会員であって、次条以下の規定により公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録した者をいう。

(種別)

- 第3条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。
- (1) 第1種 年齢を制限しない選手によって構成されるチーム。
- (2)第2種 18歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の 選手には、この年齢制限を適用しない。
- (3) 第3種 15歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選 手には、この年齢制限を適用しない。
- (4) 第4種 12歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (5) 女子 女子の選手によって構成されるチーム。
- (6)シニア 40歳以上の選手によって構成されるチーム。
- (7) フットサル フットサル競技のみを行うチーム。
- 2 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。女子 およびフットサル加盟チームの年齢構成は第1項に準ずる。

(入会金)

- 第4条 本協会に入会を許可された会員(個人および団体)は、事務局が指定する日まで に入会手続きを行い、入会金を納入しなければならない。
- 2 本協会の入会金は、別表1、2および3のとおりとする。

(会費)

第5条 本協会の会費は、別表1、2および3のとおりとする。

(加盟チームの権限と義務)

第6条 加盟登録チームは、次の権限と義務を負うものとする。

- (1) 加盟チームは、本協会の組織単位として、協会を通じてその施策に関与することができる。
 - (2) 加盟チームは、公益財団法人サッカー協会および本協会が定める会費、チーム登録 料、選手登録料、機関誌購読料等を納入しなくてはならない。
- (3) 加盟チームは、第8条以下に定めるところにより、選手氏名、その他の所要事項を 登録しなければならない。
- (4) 加盟チームは、公益財団法人日本サッカー協会が基本規程で定める有資格審判員を 自己のチームに専属する審判員として1名以上を登録しなければならない。
- (5) 加盟チームは、本協会の主催する当該種別の競技会に参加することができる。
- (6) 加盟チームは、公益財団法人日本サッカー協会が定める基本規程にもとづき、本協会の他の加盟チームと公式試合を行うことができる。
- (7) 加盟チームは、都道府県協会、地域協会または公益財団法人日本サッカー協会が主催しない有料競技会には参加しないこと。
- (8) 加盟チームは、本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合は、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、選手は本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(違反行為に対する制裁および処罰)

- 第7条 加盟チーム、またはこれに所属する登録選手が第6条の義務を怠り、またはこの 運営規約に違反し、あるいはサッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、 そのチーム、または選手が警告、競技停止あるいは、除名等の処分をうける。
- 2 本協会は、本協会に加盟する団体(加盟チーム、各種連盟および準加盟チーム)、また は個人(選手、監督、コーチ、役員その他の関係者)に対しJFA基本規程第12章に 定められた懲罰規程により罰則を科すことができる。

(激励金)

第8条 加盟チームが、日本サッカー協会が主催する全国大会に出場した時に激励金を別表4の通り支給する。

第3章 連盟

(連盟)

- 第9条 加盟チームは、本協会の目的を遂行するために、連盟を結成することができる。
 - 2 前項の規定による連盟の組織及び運営に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 連盟は次のとおりとし、必要に応じて設けるものとする。
 - 1種 富山県社会人連盟、富山県大学・高専連盟
 - 2種 富山県高等学校体育連盟、富山県クラブユース連盟(U-18、U-15)
 - 3種 富山県中学校体育連盟
 - 4種 富山サッカー友の会

女子

シニア 富山県シニア連盟

フットサル 富山県フットサル連盟 市町村 富山県市町村連盟

(連盟の規約)

- 第 10 条 連盟は、次の事項を含む連盟規約に基づいて活動しなければならない。また、その規約は本協会の承認を得なければならない。
- 1) 連盟の名称
- 2) 目的
- 3) 構成するチームの資格
- 4) 構成する役員組織
- 5) 経理に関する規定
- 6) 運営に関する規定
- 7) 連盟事務局の所在地
- 第 11 条 前条の規約を変更するときは、本協会の承認を得なければならない。

(連盟の義務)

第 12 条 連盟は、年度毎に前年度の事業報告・決算報告及び次年度の事業計画・予算案 を本協会 に提出しなければならない。

第4章 登録

(登録)

- 第13条 加盟チームは、次の号に定める日までに公益財団法人日本サッカー協会への登録 手続きを完了しなければならない。
 - (1) サッカー競技を行うチーム

予め定められた日

- (2) フットサル競技のみを行うチーム 競技要項が定める期日
- (3) ただし、第1号、第2号に関わらず、本協会主催の競技会においては、その競技会の要項が定める期日までに、その登録手続きが完了していなければならない。
- 2 サッカー競技にあっては、選手は2つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- 3 フットサル競技については、日本フットサル連盟の定めるところによる。
- 4 この運営規約に定められた以外の登録に関する事項は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第4章「登録」に定められた規程を準用する。
- 5 休部の取扱いについては次のとおりとする。
- (1) 部員および指導者不足のために、上記1項の登録手続きが困難なチームは本協会に 休部申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 休部期間を2か年間とし、会費等の納入を免ずる。
- (3) 復帰する場合は復帰届を提出し、休部時のチーム名を名乗る。ただし、上記、期限 内に復帰できなかった場合は退会とする。
- (4) 所在地、責任者等の変更があり、理事会において新たなチームと判断される場合は、 新規チームとして入会手続き(入会金納入)をする。
- (5) 上記、4項目において特別な事情が生じた場合は理事会で決定する。

(移籍)

- 第14条 アマチュア選手のみで構成される加盟チームおよびアマチュア選手は、選手の移籍について仲介者を利用してはならない。
- 2 この運営規約に定められた以外の登録に関する事項は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第5章「移籍」に定められた規程を準用する。

(移籍および追加登録)

- 第15条 第8条に定められた登録手続きの締切後、新たに加入または移籍をした選手については、追加登録をすることができる。
- 2 選手の移籍および追加登録に関する規程は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程 第5章「移籍」に定められた規程を準用する。

(追加登録選手の競技会への出場)

第16条 追加登録をした選手は、申請の受理をもって試合に出場することができる。ただし、競技会規程等がある場合には、その規程を優先するものとする。

(登録手続きの開示)

- 第 17 条 登録に関する経費はホームページまたは書面にて加盟チームに示さなければならない。
- 2 加盟チームは、登録手続きの際に定められた経費を納入しなければならない。
- 3 追加登録および移籍に関する手続きは、本協会が発行する冊子に示さなければならない。

第5章 理事

(理事の構成)

- 第18条 本協会定款第19条による理事の構成は次のとおりとする。
 - (1) 会長(1名)
 - (2) 副会長(6名以内)
 - (3) 専務理事(1名)
 - (4) 常務理事(8名以内) 総務部、事業部、財務部、専門部、種別部部
 - (5) 理事4名以上30名以内とする。
- 2 理事の職務および権限は次のとおりとする。
- (1) 理事は、理事会を構成し法令および本協会定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2)会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。会長に事故があるとき、また は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代 理する。
- (3) 専務理事(業務執行理事)は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき本協会の業務 を分担執行する。
- (4)会長、業務執行理事および常務理事は、役員会を構成する。

- (5) 常務理事および理事は専務理事の諮問に応じなければならない。
- 3 専門委員会は、本協会の事業に必要な調査、立案を行い、これを理事会に答申するほか、理事会の指示によりその事業の実施にあたることがでる。
- 4 専門委員会は、委員長をおき会長が指名する理事がこれにあたる。
- 5 専門委員会の規程については、理事会において別に定める。
- 6 専門委員会は別に定める委員会設置規程により設置する。

第6章 その他の規程

(その他の規程)

第 19 条 前条各専門委員会規程のほか、次の規程は理事会の承認を得て定めるものとする。

- (1)役員会規程
- (2) 運営方針
- (3) 運営規約
- (4) 事務局規程
- (5)委員会設置規程
- (6) コンプライアンス委員会規程
- (7) 財務経理委員会規程
- (8) 会計処理規則
- (9) 倫理規範
- (10) 通報相談窓口規程
- (11) 通報窓口運用規則
- (12) 就業規則
- (13) 旅費規程
- (14) 慶弔見舞金規程·表彰規程
- (15) 給与規程
- (16) 退職金規程
- (17) 後援名義申請規定
- (18) 標章およびロゴ利用規程

(基本規程等の準用)

第20条 この運営規約に定められていない事項については、公益財団法人日本サッカー協会が定める基本規程およびその他の規約を準用し、理事会において審議する。

(細則)

第21条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本運営規約は平成24年(2012年)4月1日から施行する。

【改正】 2021年2月18日